

印紙
1万5千円

【記載例】

小規模建築物・設計施工一括用 工事請負等契約書

発注者 甲野 太郎 と受注者 (株)ABC工務店 は、2013年 10月 25日 付け設計合意書に定める本件建築物に関し、次の各項の定め並びに添付の設計図書及びに約款に基づき、工事及び工事監理業務（以下これらを総称して「本件業務」という。）を実施することに合意し、以下のとおり工事請負等契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、設計合意書の内容は本契約に継承されるものとし、設計合意書の内容と本契約の内容に齟齬がある場合は本契約が優先する。

1. 工事名 甲野 太郎 多摩別荘 新築工事 (以下「本工事」という。)

2. 工事場所 東京都日野市南平6-9-12

3. 本件業務の実施期間

(1) 施工（工期）

着手 2014年 2月 1日 完成 2014年 9月 15日

引渡日 2014年 9月 28日

(2) 工事監理業務

着手 2014年 2月 1日 終了 2014年 9月 28日

4. 本件業務の報酬額と支払の時期

(1) 工事請負代金額

合計金 40,320,000 円

うち工事価格 金 40,000,000 円、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 320,000 円

(支払の時期) (支払額)

契約時 金 8,000,000 円うち消費税等 金 64,000 円

(上棟時) 金 8,000,000 円うち消費税等 金 64,000 円

() 金 円うち消費税等 金 円

引渡時 金 24,000,000 円うち消費税等 金 192,000 円

(2) 工事監理業務報酬額

合計金 806,400 円

うち業務報酬額 金 800,000 円、取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 6,400 円

(支払時期) (支払額)

(引渡時) 金 806,400 円うち消費税等 金 6,400 円

5. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項 (※対象工事の場合の記載例)

本工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する建設工事に該当する場合は以下のとおりとする。

(1) 解体工事に要する費用 金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(2) 再資源化等に要する費用 金 180,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

(3) 分別解体等の方法 手作業・機械作業の併用

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地 ○○リサイクルセンター 埼玉県春日部市1-2-3

6. 特定住宅建設瑕疵担保責任の履行に関する事項

本工事が住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第2項の「新築住宅」に係る工事の場合（「特定住宅の瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に定める特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合）、受注者が講ずべき瑕疵担保責任の履行を確保するための資力確保措置の内容は、以下のとおりとする。

住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合

・保険法人の名称 住宅保証○○機構

・保険金額 2,000万円

・保険期間 2014年 9月 28日～ 2024年 9月 28日まで又は完成引渡しから10年間

住宅建設瑕疵担保保証金を供託する場合、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

7. 建築士法第24条の7の重要事項の説明等について

発注者及び受注者は、工事監理業務に関し、本契約を締結する前に、建築士法第24条の7の規定に基づいて、受注者が発注者に対し添付の書面を交付し、重要事項説明等を行ったことを相互に確認する。

8. 建築士法第24条の8の書面の交付について

受注者は、工事監理業務に関し、本契約締結後、建築士法第24条の8に基づき、発注者に対し、速やかに書面を交付する。

9. その他（特約事項等があればこの欄に記入する）

発注者及び受注者は、「7.」の定めに関わらず、重要事項の説明に関する書面の添付を省略することに合意した。

本契約成立の証として本書を2通作成し、発注者及び受注者が署名又は記名、押印のうえ、各1通を保有する。

2014年 1月 25日

(発注者)

東京都日野市南平6-9-12

甲野 太郎 印

(受注者)

東京都八王子市田村町1-2-3

株式会社 ABC工務店

代表取締役 ○○ ○○ 印

一級 二級 木造

建築士事務所登録番号 (東京都 知事) 999999 号